

広島県告示第七百一十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年九月十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年八月二十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

中北川根線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
安芸高田市美土里町北字五木屋一四四一番地 先から 安芸高田市美土里町北字五木屋一四五二番地 先まで	旧	三・四〇〇～八・五〇	一二六・五〇	
	新	三・四〇〇～八・五〇	一二六・五〇	ダブルウェイ
安芸高田市美土里町北字五木屋一四三三番地 先から 安芸高田市美土里町北字五木屋一四五〇番地 先まで	旧	一七・一〇〇～六二・三〇	二二五・〇〇	
	新	一七・一〇〇～六二・三〇	二二五・〇〇	
安芸高田市美土里町北字五木屋一四五〇番地 先から 安芸高田市美土里町北字五木屋一八六〇番地 先まで	旧	三・一〇〇～一〇・二二〇	五七五・〇〇	
	新	一〇・二二〇～三〇・二二〇	五七五・〇〇	拡幅